

## 調剤管理料について

当薬局は、「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から処方されている場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックいたします。

調剤管理料として下記を対象に算定しています。

①内服薬の場合	7日以下	4点
	8～14日	28点
	15～28日	50点
	29日以上	60点
②それ以外		4点

## 服薬管理指導料について

当薬局は患者さまが薬を安心して安全にご使用いただけるよう、「薬剤服用歴」を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

服薬管理指導料として下記のいずれかを算定しております。

①処方箋の受付1回につき	45点
②お薬手帳の掲示がない場合 3か月以内に来局がない場合	59点
③かかりつけ薬剤師指導料	76点